

参 考 資 料

- 施策一覽
- 沖繩県消費生活条例
- 沖繩県消費生活審議会規則
- 沖繩県消費者行政連絡会議設置要綱
- 消費者基本法

○施策一覧

施策名		課名
基本目標1 消費者の安全・安心の確保		
(1-1)生産から消費に至る一貫した食の安全確保		
ア	農薬の適正使用の徹底及び危害防止	営農支援課
イ	食肉供給工程における監視指導の実施	衛生薬務課
ウ	食中毒予防のための食品関連事業者等に対する監視指導及び自主管理体制確立の推進	衛生薬務課
エ	米・米加工食品のトレーサビリティの推進	流通・加工推進課
オ	その他食品のトレーサビリティの推進	流通・加工推進課
カ	流通食品の放射性物質検査の実施	衛生薬務課
キ	食品の安全性に関する理解促進	衛生薬務課
ク	学校教育における衛生教育の充実	保健体育課
(1-2)食品以外の商品・サービスの安全性の確保		
ア	液化天然ガス保安法に基づく立入検査の実施	産業政策課
イ	電気用品安全法に基づく立入検査の実施	産業政策課
ウ	消費生活用製品安全法に基づく立入検査の実施	消費・暮らし安全課
エ	事業者への個人情報の保護に関する指導・助言の実施	総務私学課行政情報センター
(1-3)消費者事故等情報への適切な対応		
ア	消費者安全法に基づく情報提供等の実施	消費・暮らし安全課
基本目標2 自主的かつ合理的な選択の機会の確保		
(2-1)表示制度の適切な運用の確保		
ア	食品表示法に基づく適正な食品表示の推進	流通・加工推進課、衛生薬務課、健康長寿課
イ	健康増進法に基づく適正な食品表示の推進	健康長寿課
ウ	医薬品医療機器等法(旧:薬事法)に基づく適正な食品表示の推進	衛生薬務課
エ	不当な景品類及び表示に対する監視・指導の強化	消費・暮らし安全課
オ	家庭用品品質表示法に基づく立入検査の実施	消費・暮らし安全課
カ	商品の正確計量の監視の実施	計量検定所
(2-2)適正な取引の確保		
ア	貸金業者に対する監督・指導の実施	消費・暮らし安全課
イ	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化の推進	消費・暮らし安全課
ウ	割賦販売法に基づく立入検査の実施	消費・暮らし安全課
エ	宅建業者に対する監督・指導の実施	建築指導課
オ	不当な取引行為に対する行政指導及び処分の強化	消費・暮らし安全課
カ	介護サービス情報の公表の実施	高齢者福祉介護課
キ	有料老人ホーム情報の公表	高齢者福祉介護課
ク	医療機関等における医療機能情報の公表の実施	医療政策課
ケ	生活関連商品の価格動向の情報収集・提供	消費・暮らし安全課
(2-3)悪質事業者に対する指導及び取締りの強化		
ア	悪質商法の取締り強化	警察本部生活保安課
イ	高度情報通信社会の進展に対応したサイバー犯罪への対策の実施	警察本部生活保安課
基本目標3 消費者被害の未然防止と救済		
(3-1)被害救済及び苦情処理・紛争解決の促進		
ア	相談情報システム(PIO-NET)の活用	消費・暮らし安全課 (消費生活センター)
イ	消費生活センターでの相談・あっせん	消費・暮らし安全課 (消費生活センター)

施策名		課名
ウ	商品テストの実施	消費・暮らし安全課 (消費生活センター)
エ	消費者からの個人情報に係る苦情相談対応の実施	総務私学課 行政情報センター
オ	沖縄県消費生活審議会消費者苦情処理部会の活用	消費・暮らし安全課
カ	裁判外紛争解決手続制度(ADR制度)の周知の実施	消費・暮らし安全課
キ	消費者からの住宅に関する苦情相談処理の実施	住宅課
ク	多重債務対策及びヤミ金融被害防止対策の推進	消費・暮らし安全課
(3-2) 市町村における消費者行政体制の充実・強化		
ア	市町村消費生活相談窓口の充実・強化	消費・暮らし安全課
(3-3) インターネットに関する消費者被害の防止対策の推進		
ア	高度情報通信社会の進展に対応したサイバー犯罪への対策の実施(再掲)	警察本部生活保安課
イ	安全な利用環境整備のためのフィルタリングの普及促進	青少年・子ども家庭課
ウ	インターネット利用の危険性の認識向上のための広報啓発	青少年・子ども家庭課
エ	小・中・高等学校における消費者教育への支援(再掲)	県立学校教育課 ・義務教育課
(3-4) 高齢者等の消費者被害の防止		
ア	高齢者等の悪質商法被害防止のための連携強化	高齢者福祉介護課、 消費・暮らし安全課
イ	成年後見制度の利用促進	高齢者福祉介護課
ウ	日常生活自立支援事業の利用の促進	福祉政策課
エ	地域包括支援センターの職員に対する情報提供や研修の実施	高齢者福祉介護課
オ	警察による防犯活動・犯罪の取締りの推進	警察本部
(3-5) 迅速かつ効果的な情報提供		
ア	各種広報媒体を活用した消費生活に関する情報提供	消費・暮らし安全課 (消費生活センター)
基本目標4 消費者啓発・消費者教育の推進及び消費者意見の反映		
(4-1) 消費者教育の推進		
ア	体系的な消費者教育の推進	消費・暮らし安全課 (消費生活センター)
イ	小・中・高等学校等における消費者教育への支援(再掲)	県立学校教育課 ・義務教育課
ウ	消費・暮らし安全課(消費生活センター)と教育委員会との連携強化	消費・暮らし安全課(消費生活セ ンター)・教育委員会
エ	沖縄県金融広報委員会による消費者啓発事業の実施	消費・暮らし安全課
(4-2) 消費者施策への消費者意見の反映		
ア	政策形成過程でのパブリックコメント等の実施	消費・暮らし安全課
イ	条例に基づく「知事への申出制度」の周知	消費・暮らし安全課
(4-3) 消費者の組織的な活動への支援		
ア	消費者団体訴訟制度の活用の推進	消費・暮らし安全課
イ	消費者団体との意見・情報交換の実施	消費・暮らし安全課
ウ	消費生活協同組合に対する監督・指導の実施	消費・暮らし安全課
(4-4) 環境に配慮した消費生活の推進		
ア	環境教育の推進	環境再生課
イ	ごみ減量化の推進	環境整備課
ウ	地球環境保全活動の推進	環境再生課
(4-5) 消費生活と関連する他の教育の推進		
ア	環境教育の推進	環境再生課
イ	食育の推進	健康長寿課
ウ	学校教育における食育の推進	保健体育課

○沖縄県消費生活条例

平成 17 年 12 月 27 日
沖縄県条例第 67 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 10 条）
- 第 2 章 消費者の安全の確保（第 11 条—第 14 条）
- 第 3 章 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保
 - 第 1 節 表示、広告等の適正化（第 15 条—第 20 条）
 - 第 2 節 不当な取引行為の禁止（第 21 条—第 23 条）
 - 第 3 節 生活関連物資の供給及び価格の安定（第 24 条—第 27 条）
- 第 4 章 消費者啓発及び消費者教育の推進（第 28 条）
- 第 5 章 消費者被害の救済（第 29 条—第 33 条）
- 第 6 章 環境の保全への配慮（第 34 条—第 36 条）
- 第 7 章 消費生活センターの組織及び運営等に関する基準（第 37 条—第 41 条）
- 第 8 章 沖縄県消費生活審議会（第 42 条）
- 第 9 章 雑則（第 43 条—第 45 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、県及び事業者の責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者政策」という。）の基本となる事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 消費者政策の推進は、県、市町村、事業者及び消費者の相互の信頼を基調として、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本としなければならない。

- (1) 消費者の安全が確保されること。
- (2) 商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
- (3) 消費者に対し必要な情報が提供されること。
- (4) 消費者に対し教育の機会が提供されること。
- (5) 消費者の意見が消費者政策に反映されること。
- (6) 消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること。

- 2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。
- 3 消費者政策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。
- 4 消費者政策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、経済社会の発展に即応して、前条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者政策を推進する責務を有する。

- 2 県は、消費者政策を推進する上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が推進する消費者政策について、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。
- 3 県は、消費者政策の推進に当たっては、市町村と相互に協力するとともに、消費者の意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、第2条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。

- (1) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
 - (2) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
 - (3) 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
 - (4) 事業者と消費者との間に生じた苦情（以下「消費者苦情」という。）を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、消費者苦情を適切に処理すること。
 - (5) 県又は市町村が実施する消費者政策に協力すること。
- 2 事業者は、その供給する商品及び役務について、流通の円滑化及び価格の安定に努めなければならない。
 - 3 事業者は、事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

(事業者団体の役割)

第5条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、消費者苦情の処理体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

(消費者の役割)

第6条 消費者は、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するとともに、消費者相互の連携を図ることによって、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(消費者団体の役割)

第7条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(県民の申出)

第8条 県民は、この条例の定めに違反する事業活動により、又はこの条例に定める措置がとられていないことにより、消費者の権利が侵害され、又はそのおそれがあると認めるときは、知事に対しその旨を申し出て、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づく措置その他必要な措置をとるものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、申出の内容及びその結果について県民に情報を提供するものとする。

(国等への措置要請)

第9条 知事は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、国及び関係地方公共団体に対して適切な措置を講ずるよう要請し、又は協力を求めるものとする。

(消費者基本計画)

第10条 知事は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を策定するものとする。

2 消費者基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 消費者政策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項

3 知事は、消費者基本計画を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

第2章 消費者の安全の確保

(危害商品等の供給禁止)

第11条 事業者は、消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品及び役務を供給してはならない。

(危害商品等の調査)

第12条 知事は、事業者が供給する商品又は役務について、消費者に危害を及ぼす疑いがあると認めるときは、速やかに必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により、調査を行う場合において必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該商品又は役務の安全性について、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

(指導及び勧告)

第13条 知事は、事業者が供給する商品又は役務について、消費者に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、法令に定める措置をとる場合を除き、危害を防止するために当該事業者に対し、当該商品又は役務の製造若しくは販売の中止又は回収その他必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において必要があると認めるときは、当該勧告の内容及びその結果について消費者に情報を提供するものとする。

(緊急危害防止措置)

第14条 知事は、事業者が供給する商品又は役務について、消費者に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあり、当該危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、法令に定める措置をとる場合を除き、直ちに当該商品又は役務の名称、これを供給する事業者の氏名若しくは名称又は住所その他当該事業者を特定する情報を消費者に提供することができる。

第3章 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保

第1節 表示、広告等の適正化

(表示等の適正化)

第15条 事業者は、消費者が商品の購入若しくは使用又は役務の利用に際し選択等を誤ることがないように、その供給する商品及び役務の表示について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 品質、内容その他の必要な事項を明確かつ平易に表示すること。
- (2) 販売価格又は利用料金を商品又は見やすい場所に表示すること。
- (3) 品質、内容、価格その他の消費者の判断に影響を与える重要な事項について、著しく事実に相違する表示又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると消費者を誤認させるような表示を行わないこと。

2 事業者は、品質の改善及び消費生活の合理化に寄与するため、その供給する商品及び役務について、適正な規格を定めるよう努めなければならない。

(広告の適正化)

第16条 事業者は、消費者が商品の購入又は役務の利用に際し選択等を誤ることがないように、その供給する商品及び役務の品質、内容、価格その他の消費者の判断に影響を与える重要な事項について、著しく事実に相違する広告又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると消費者を誤認させるような広告をしてはならない。

(自主基準の設定)

第17条 事業者及び事業者団体は、前2条に規定する事項に関する基準（以下「自主基準」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 事業者及び事業者団体は、自主基準を定めるに当たっては、消費者の意見が反映されるよう努めなければならない。

3 事業者団体は、自主基準を定め、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事に届け出なければならない。

4 知事は、事業者団体が自主基準を定め、変更し、又は廃止しようとするときは、当該事業者団体に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

5 事業者及び事業者団体は、自主基準を定め、変更し、又は廃止したときは、県民にその旨を周知させなければならない。

(県基準の設定)

第 18 条 知事は、表示、広告等の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、法令に定めがある場合を除き、第 15 条及び第 16 条に規定する事項に関し、事業者が遵守すべき基準（以下「県基準」という。）を定めることができる。

2 知事は、県基準を定め、変更し、又は廃止したときは、速やかに告示するものとする。
（指導及び勧告）

第 19 条 事業者は、県基準を遵守しなければならない。

2 知事は、事業者が県基準を遵守していないと認めるときは、当該事業者に対し、これを遵守するよう指導し、又は勧告することができる。
（適正計量の実施）

第 20 条 事業者は、販売その他の取引に際して消費者が不利益を被ることのないよう量目の明示及び適正な計量を実施しなければならない。

第 2 節 不当な取引行為の禁止

（不当な取引行為の禁止）

第 21 条 事業者は、消費者との間で行う商品又は役務の取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為であって規則で定めるもの（以下「不当な取引行為」という。）をしてはならない。

- (1) 消費者に対し、販売の意図を明らかにせず、又は商品若しくは役務に関する重要な事項につき事実と異なることを告げて、若しくは事実を故意に告げず、又は将来における不確実な事項につき断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (2) 消費者を威迫して困惑させる等消費者の十分な意思形成を妨げて、又は高齢者その他の者の取引に関する知識若しくは判断力不足に乗ずる等の不当な手段を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (3) 消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する等消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること。
- (4) 消費者に対し、事実と異なることを告げて、若しくは威迫して困惑させる等の不当な手段を用いて、契約（契約の成立又はその内容について当事者間に争いがあるものを含む。）に基づく債務の履行を迫り、若しくは債務の履行をさせ、又は契約に基づく債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させること。
- (5) 消費者の正当な根拠に基づく契約の解除等を不当に妨げ、又は契約の解除等に基づく債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させること。

（指導及び勧告）

第 22 条 知事は、事業者が不当な取引行為を行っているとき、当該事業者に対し、当該不当な取引行為を是正するよう指導し、又は勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において必要があると認めるときは、当該勧告の内容及びその結果について消費者に情報を提供するものとする。

（被害拡大防止措置）

第 23 条 知事は、不当な取引行為により消費者に重大な被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において、当該被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、直ちに当該商品又は役務の名称、取引方法、これを供給する事業者の氏名若しくは名称又は住所その他当該事業者を特定する情報を消費者に提供することができる。

第 3 節 生活関連物資の供給及び価格の安定
(情報の収集、調査等)

第 24 条 知事は、県民の消費生活との関連性の高い物資（以下「生活関連物資」という。）及び役務について、常にその価格及び需給の動向に関する情報の収集及び調査を行うとともに、県民に必要な情報を提供するものとする。

2 事業者は、前項の規定による調査に協力しなければならない。
(供給等の協力要請)

第 25 条 知事は、生活関連物資の流通の円滑化及び価格の安定を図るため必要があると認めるときは、当該生活関連物資の生産、輸入又は販売を行う事業者に対し、円滑な供給、価格の安定その他必要な措置をとるよう協力を求めることができる。

(特定生活関連物資の指定)

第 26 条 知事は、生活関連物資のうち、その価格の動向又は需給の状況が県民の消費生活に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとき、当該生活関連物資を特定生活関連物資として指定することができる。

2 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、同項による指定を解除するものとする。

3 知事は、第 1 項の規定による指定又は前項の規定による指定の解除をしたときは、その旨を告示するものとする。

(特定生活関連物資の調査等)

第 27 条 知事は、前条第 1 項の規定により指定した特定生活関連物資に関し、価格上昇の原因、需給の状況その他必要な事項について、速やかに調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査の結果、当該特定生活関連物資を供給する事業者がその円滑な流通を妨げ、又は適正な利得を著しく超えることとなる価格で供給を行っているとき、当該事業者に対し、当該特定生活関連物資の売渡し、価格の引下げその他必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

第 4 章 消費者啓発及び消費者教育の推進

第 28 条 知事は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

2 知事は、市町村が推進する消費者に対する啓発及び教育について、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

3 知事は、消費者の健全かつ自主的な組織活動が促進されるよう必要な支援又は協力を行うものとする。

第5章 消費者被害の救済

(消費者苦情の処理)

第29条 知事は、消費者苦情の申出があったときは、専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、その原因、内容等を調査し、あつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、前項の規定による調査に当たって必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、第1項の規定による消費者苦情の処理の申出があった場合において、その消費者苦情が県民の消費生活に影響を及ぼすものと認めるときは、当該消費者苦情に係る商品及び役務に関する情報を展示その他の方法により消費者に提供するものとする。

4 知事は、消費者苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、人材の確保及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(市町村との連携)

第30条 知事は、市町村が実施する消費者苦情の処理について、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

2 知事は、市町村との連携を図りつつ、主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする苦情の処理のあつせん等を行うとともに、多様な苦情に柔軟かつ弾力的に対応するものとする。

(沖縄県消費生活審議会の調停)

第31条 知事は、第29条第1項の規定によるあつせんその他の措置によっては、当該消費者苦情の解決が困難であり、かつ、県民の消費生活に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、沖縄県消費生活審議会の調停に付することができる。

2 沖縄県消費生活審議会は、調停のため必要があると認めるときは、当事者その他の関係者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、第1項の規定により調停に付した場合において必要があると認めるときは、当該消費者苦情の概要及び調停の結果について消費者に情報を提供するものとする。

(訴訟の援助)

第32条 知事は、消費者が事業者を相手として提起する訴訟が次の各号のいずれにも該当する場合は、当該消費者に対し、規則で定めるところにより当該訴訟に要する費用に充てる資金の貸付けを行うほか、訴訟を維持するため必要な資料の提供その他の援助を行うことができる。

(1) 前条第1項の調停によって解決されなかった消費者苦情に係るものであること。

(2) 同一又は同種の被害が多数発生し、又は多数発生するおそれがある消費者苦情に係るものであること。

(3) 1件当たりの被害額が規則で定める額以下の被害に係るものであること。

(4) 沖縄県消費生活審議会において、当該訴訟を援助することが必要であると認めたものであること。

(貸付金の返還等)

第 33 条 前条の規定により訴訟に要する費用に充てる資金の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、規則で定めるところにより、当該貸付けに係る資金を返還しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該貸付けに係る資金の全部又は一部の返還を猶予し、又は免除することができる。

第 6 章 環境の保全への配慮

第 34 条 知事は、環境の保全に配慮した消費生活を推進するため、資源及びエネルギーの有効利用に関する知識の普及、指導、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

第 35 条 事業者は、その事業活動において、廃棄物の発生の抑制、資源の再使用、再生利用等資源及びエネルギーの有効利用を積極的に行い、環境の保全に配慮するよう努めるものとする。

2 事業者は、商品の内容品の保護又は品質の保全等の包装について、必要以上に過大又は過剰な容器包装を用いないよう努めるものとする。

第 36 条 消費者は、その消費生活において、廃棄物の発生の抑制、資源の再使用、再生利用等資源及びエネルギーの有効利用を積極的に行い、環境の保全に配慮するよう努めるものとする。

第 7 章 消費生活センターの組織及び運営等に関する基準

(名称及び住所等の公告)

第 37 条 知事は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、消費生活センターの名称及び住所並びに法第 10 条の 3 第 2 項に規定する消費生活相談の事務を行う日及び時間を県公報により公告するものとする。これらを変更したときも、同様とする。

(職員等の配置)

第 38 条 消費生活センターに、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センターの長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

2 消費生活センターに、法第 10 条の 3 第 1 項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 26 年法律第 71 号）附則第 3 条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第 39 条 知事は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、その任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再任することができることその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(研修の機会の確保)

第40条 知事は、消費生活センターにおいて法第8条第1項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(消費生活相談等に係る情報の適切な管理)

第41条 知事は、法第8条第1項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

第8章 沖縄県消費生活審議会

第42条 県民の消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を審議させ、並びに消費者苦情の調停を行わせ、及び消費者が事業者を相手に提起する訴訟の援助に関する事項を調査審議させるため、沖縄県消費生活審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 知事は、次に掲げる場合は、審議会に諮問しなければならない。

- (1) 第10条第1項の消費者基本計画を定め、又は変更しようとするとき。
- (2) 第13条第1項又は第27条第2項の規定による認定をしようとするとき。
- (3) 第18条第1項の県基準を定め、変更し、又は廃止しようとするとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、消費生活の安定及び向上に関する重要な事項について、調査審議させる必要があるとき。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

4 審議会の組織及び運営については、規則で定める。

第9章 雑則

(立入調査等)

第43条 知事は、第13条第1項、第19条第2項、第22条第1項及び第27条の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し報告を求め、又は当該職員に当該事業者の事務所、営業所、工場、店舗、倉庫その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により、職員が立入調査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第44条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者の氏名又は名称、住所及びその行為の内容その他必要な事項について公表することができる。

- (1) 第12条第2項、第29条第2項又は第31条第2項の規定による資料の提出若しくは説明をせず、又は虚偽の資料の提出若しくは説明をしたとき。
- (2) 第13条第1項、第19条第2項、第22条第1項又は第27条第2項の規定による勧告に従わなかったとき。

(3) 前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該事業者意見に意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第45条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○沖縄県消費生活審議会規則

平成 18 年 3 月 31 日

規則第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、沖縄県消費生活条例（平成 17 年沖縄県条例第 67 号。以下「条例」という。）第 42 条第 4 項の規定に基づき、沖縄県消費生活審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 消費者を代表する者
- (3) 事業者を代表する者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 審議会に、条例第 31 条の規定による調停（以下「調停」という。）及び条例第 32 条の規定による訴訟の援助に関する事項を処理させるため、消費者苦情処理部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、会長が指名する 7 人以内の委員で組織する。

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員の互選により定める。

5 第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定は部会長に、前条の規定は部会の会議について準用する。

(調停開始の通知)

第7条 部会長は、調停を開始しようとするときは、当事者に対しその旨を通知するものとする。

(調停の打ち切り)

第8条 部会は、調停が成立する見込みがないと認めるときは、これを打ち切ることができる。

2 部会長は、前項の規定により調停が打ち切られたときは、当事者に対しその旨を通知するものとする。

(調停終了の報告)

第9条 会長は、調停が成立したとき、又は前条第1項の規定により調停の打ち切りがあったときは、知事に対しその旨を報告するものとする。

(意見の聴取)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に学識経験のある者その他関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、子ども生活福祉部消費・暮らし安全課において処理する。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会に諮って会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

○沖縄県消費生活審議会委員名簿

代表区分	氏名	所属
学識経験者	西端 裕子	弁 護 士 (沖縄弁護士会)
	上原 洋子	司法書士 (沖縄県司法書士会)
	仲宗根 君枝	NPO 法人消費者センタ・沖縄会員
	花城 梨枝子	琉球大学教授
消費者代表	仲西 郁代	沖縄県婦人連合会 理事
	具志 純子	沖縄県生活協同組合連合会 代表理事会長理事
	屋宜 恒一	沖縄県民生委員児童委員協議会 副会長
	高良 彦行	金融機関職員 (一般公募)
事業者代表	我謝 育則	(社) 沖縄県工業連合会 事務局長兼総務部長
	長浜 栄子	沖縄県商工会女性部連合会顧問
	仲宗根 良和	沖縄県農業協同組合中央会 専務理事
	上里 芳弘	沖縄県中小企業団体中央会 専務理事

○沖縄県消費者行政連絡会議設置要綱

平成18年10月27日
沖縄県知事訓令第74号
教育委員会教育長訓令第9号
警察本部訓令第14号

最終改正：平成29年3月31日
沖縄県訓令第23号
教育委員会教育長訓令第4号
警察本部訓令第15号

(設置)

第1条 県民の消費生活の安定及び向上に関する県行政の各分野における施策の円滑な遂行を図るため、沖縄県消費者行政連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- 2 県民の消費生活の安定及び向上に関する施策案の検討に関すること。
- 3 県民の消費生活の安定及び向上に関する施策の連絡調整に関すること。
- 4 その他県民の消費生活の安定及び向上に関する県行政の各分野における施策の円滑な遂行を図るために必要な事項の協議に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、子ども生活福祉部生活企画統括監をもって充てる。
- 3 副議長は、子ども生活福祉部消費・くらし安全課長（以下「消費・くらし安全課長」という。）をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(議長及び副議長の職務)

第4条 議長は、会議を総理する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理し、議長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議の招集)

第5条 連絡会議は、議長が必要に応じ招集する。

(関係職員の出席等)

第6条 議長は、必要に応じ委員以外の関係職員の出席を求め、その意見を徴することができる。

(幹事会)

第7条 連絡会議に幹事をもって組織する幹事会を置く。

- 2 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

- 3 幹事会は、連絡会議を補佐し、連絡会議に提示する事項について協議調整する。
- 4 消費・くらし安全課長は、幹事会を必要に応じ招集し、その議長となる。
- 5 前条の規定は、幹事会における関係職員の出席等について準用する。

(連絡会議の庶務)

第8条 連絡会議の庶務は、子ども生活福祉部消費・くらし安全課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、連絡会議の議長が定める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

総務部総務私学課長
環境部環境政策課長
環境部環境整備課長
環境部環境再生課長
子ども生活福祉部福祉政策課長
子ども生活福祉部高齢者福祉介護課長
子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課長
子ども生活福祉部障害福祉課長
保健医療部医療政策課長
保健医療部健康長寿課長
保健医療部衛生薬務課長
農林水産部流通・加工推進課長
農林水産部営農支援課長
農林水産部畜産課長
商工労働部産業政策課長
土木建築部建築指導課長
土木建築部住宅課長
教育庁県立学校教育課長
教育庁義務教育課長
教育庁保健体育課長
教育庁生涯学習振興課長
警察本部生活安全部生活保安課長

別表第2 (第7条関係)

総務部総務私学課行政情報センター室長
環境部環境政策課環境企画班班長

環境部環境整備課一般廃棄物班班長
環境部環境再生課環境対策班班長
子ども生活福祉部福祉政策課福祉支援班主幹
子ども生活福祉部高齢者福祉介護課在宅福祉班班長
子ども生活福祉部高齢者福祉介護課介護企画班班長
子ども生活福祉部高齢者福祉介護課介護指導班班長
子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課青少年育成班主幹
子ども生活福祉部障害福祉課計画推進班班長
保健医療部医療政策課企画班班長
保健医療部健康長寿課健康づくり班班長
保健医療部健康長寿課健康企画班班長
保健医療部衛生薬務課食品乳肉班班長
農林水産部流通・加工推進課流通政策班班長
農林水産部営農支援課農業環境班班長
農林水産部畜産課畜産政策班班長
商工労働部産業政策課産業基盤班班長
土木建築部建築指導課業務班班長
土木建築部住宅課企画班班長
教育庁県立学校教育課産業教育班班長
教育庁義務教育課義務教育指導班班長
教育庁保健体育課学校安全・給食班班長
教育庁生涯学習振興課生涯学習班班長
警察本部生活安全部生活保安課課長補佐

○消費者基本法

昭和四十三年五月三十日法律第七十八号

最終改正：平成二四年八月二二日法律第六〇号

目次

- 第一章 総則（第一条—第十条の二）
- 第二章 基本的施策（第十一条—第二十三条）
- 第三章 行政機関等（第二十四条—第二十六条）
- 第四章 消費者政策会議等（第二十七条—第二十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もって国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

（基本理念）

第二条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者政策」という。）の推進は、国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- 2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。
- 3 消費者政策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。
- 4 消費者政策の推進は、消費生活における国際化の進展にかんがみ、国際的な連携を確保しつつ行われなければならない。
- 5 消費者政策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、経済社会の発展に即応して、前条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者政策を推進する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的、経済的状況に応じた消費者政策を推進する責務を有する。

(事業者の責務等)

第五条 事業者は、第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。

- 一 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- 二 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- 三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
- 四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
- 五 国又は地方公共団体が実施する消費者政策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品及び役務に関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

第六条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

第七条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

第八条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(消費者基本計画)

第九条 政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めなければならない。

2 消費者基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 長期的に講ずべき消費者政策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項

3 内閣総理大臣は、消費者基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、消費者基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第十条 国は、この法律の目的を達成するため、必要な関係法令の制定又は改正を行なわなければならない。

2 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条の二 政府は、毎年、国会に、政府が講じた消費者政策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(安全の確保)

第十一条 国は、国民の消費生活における安全を確保するため、商品及び役務についての必要な基準の整備及び確保、安全を害するおそれがある商品の事業者による回収の促進、安全を害するおそれがある商品及び役務に関する情報の収集及び提供等必要な施策を講ずるものとする。

(消費者契約の適正化等)

第十二条 国は、消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、消費者との間の契約の締結に際しての事業者による情報提供及び勧誘の適正化、公正な契約条項の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(計量の適正化)

第十三条 国は、消費者が事業者との間の取引に際し計量につき不利益をこうむることがないようにするため、商品及び役務について適正な計量の実施の確保を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(規格の適正化)

第十四条 国は、商品の品質の改善及び国民の消費生活の合理化に寄与するため、商品及び役務について、適正な規格を整備し、その普及を図る等必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の規定による規格の整備は、技術の進歩、消費生活の向上等に応じて行なうものとする。

(広告その他の表示の適正化等)

第十五条 国は、消費者が商品の購入若しくは使用又は役務の利用に際しその選択等を誤ることがないようにするため、商品及び役務について、品質等に関する広告その他の表示に関する制度を整備し、虚偽又は誇大な広告その他の表示を規制する等必要な施策を講ずるものとする。

(公正自由な競争の促進等)

第十六条 国は、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の拡大を図るため、公正かつ自由な競争を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民の消費生活において重要度の高い商品及び役務の価格等であつてその形成につき決定、認可その他の国の措置が必要とされるものについては、これらの措置を講ずる

に当たり、消費者に与える影響を十分に考慮するよう努めるものとする。

(啓発活動及び教育の推進)

第十七条 国は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策に準じて、当該地域の社会的、経済的状况に応じた施策を講ずるよう努めなければならない。

(意見の反映及び透明性の確保)

第十八条 国は、適正な消費者政策の推進に資するため、消費生活に関する消費者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

(苦情処理及び紛争解決の促進)

第十九条 地方公共団体は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあつせん等に努めなければならない。この場合において、都道府県は、市町村（特別区を含む。）との連携を図りつつ、主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする苦情の処理のあつせん等を行うものとするとともに、多様な苦情に柔軟かつ弾力的に対応するよう努めなければならない。

2 国及び都道府県は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、人材の確保及び資質の向上その他の必要な施策（都道府県にあつては、前項に規定するものを除く。）を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた紛争が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に解決されるようにするために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(高度情報通信社会の進展への的確な対応)

第二十条 国は、消費者の年齢その他の特性に配慮しつつ、消費者と事業者との間の適正な取引の確保、消費者に対する啓発活動及び教育の推進、苦情処理及び紛争解決の促進等に当たって高度情報通信社会の進展に的確に対応するために必要な施策を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保)

第二十一条 国は、消費生活における国際化の進展に的確に対応するため、国民の消費生活における安全及び消費者と事業者との間の適正な取引の確保、苦情処理及び紛争解決の促進等に当たって国際的な連携を確保する等必要な施策を講ずるものとする。

(環境の保全への配慮)

第二十二条 国は、商品又は役務の品質等に関する広告その他の表示の適正化等、消費者に

対する啓発活動及び教育の推進等に当たつて環境の保全に配慮するために必要な施策を講ずるものとする。

(試験、検査等の施設の整備等)

第二十三条 国は、消費者政策の実効を確保するため、商品の試験、検査等を行う施設を整備し、役務についての調査研究等を行うとともに、必要に応じて試験、検査、調査研究等の結果を公表する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 行政機関等

(行政組織の整備及び行政運営の改善)

第二十四条 国及び地方公共団体は、消費者政策の推進につき、総合的見地に立つた行政組織の整備及び行政運営の改善に努めなければならない。

(国民生活センターの役割)

第二十五条 独立行政法人国民生活センターは、国及び地方公共団体の関係機関、消費者団体等と連携し、国民の消費生活に関する情報の収集及び提供、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあつせん及び当該苦情に係る相談、事業者と消費者との間に生じた紛争の合意による解決、消費者からの苦情等に関する商品についての試験、検査等及び役務についての調査研究等、消費者に対する啓発及び教育等における中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(消費者団体の自主的な活動の促進)

第二十六条 国は、国民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

第四章 消費者政策会議等

(消費者政策会議)

第二十七条 内閣府に、消費者政策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 消費者基本計画の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、消費者政策の推進に関する基本的事項の企画に関して審議するとともに、消費者政策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

3 会議は、次に掲げる場合には、消費者委員会の意見を聴かななければならない。

一 消費者基本計画の案を作成しようとするとき。

二 前項第二号の検証、評価及び監視について、それらの結果の取りまとめを行おうとするとき。

第二十八条 会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十一条の二の規定により置かれた特命

担当大臣

二 内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣（前号の特命担当大臣を除く。）のうちから、内閣総理大臣が指定する者

- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。
(消費者委員会)

第二十九条 消費者政策の推進に関する基本的事項の調査審議については、この法律によるほか、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第六条の定めるところにより、消費者委員会において行うものとする。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔昭和五八年一二月二日法律第七八号〕

- 1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。
- 2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則〔平成一一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 [略]
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日
(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成一六年六月二日法律第七〇号〕

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
(検討)
- 2 消費者政策の在り方については、この法律の施行後五年を目途として検討が加えられ、

その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

2 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成二〇年五月二日法律第二七号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

[平成二〇年一〇月政令三一九号により、平成二一・四・一から施行]

附 則〔平成二一年六月五日法律第四九号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日〔平成二一年九月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 この法律の公布の日

二～六 〔略〕

(処分等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。）の規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。）の相当規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定によりされている免許の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定によりされた免許の申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第五条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措

置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成二四年八月二二日法律第六〇号〕

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

◆消費生活相談窓口の御案内

消費生活相談窓口とは？

商品の購入やサービスの利用に関する疑問や不安を解消したり、契約に関するトラブルを解決するため、相談内容に合わせた情報を提供するなど、問題解決のお手伝いをする窓口です。

〈例えば・・・〉

- メールで身に覚えのない高額な請求が届いた
- 代金を振り込んだのに商品が届かない
- 相手方につくづく迫られたので契約したけど、解約したい など



☆消費生活相談窓口は、各市町村に設置されています

ひとりで悩まず、お住まいの市町村の消費生活相談窓口、または沖縄県消費生活センターへご相談ください。



【県内各市町村の消費生活相談窓口】

市町村	相談窓口	電話番号	
市部	那覇市	那覇市消費生活センター	098-862-3278
	宜野湾市	宜野湾市消費生活センター	098-893-4136
	石垣市	市民生活課	0980-82-1253
	浦添市	市民相談室	098-851-5059
	名護市	消費生活相談室	0980-53-7518
	糸満市	市民生活環境課	098-840-8123
	沖縄市	沖縄市消費生活センター	098-929-3140
	豊見城市	消費生活相談	098-850-0159
	うるま市	市民協働課	098-973-5487
	宮古島市	市民生活課	0980-73-2695
国頭部	南城市	消費生活相談(大里庁舎)	098-946-8981
	国頭村	企画商工観光課	0980-41-2101
	大宜味村	総務課総務係	0980-44-3001
	東村	総務財政課	0980-43-2201
	今帰仁村	経済課	0980-56-2256
	本部町	商工観光課	0980-47-2700
	恩納村	福祉健康課	098-966-1207
	宜野座村	観光商工課	098-968-5125
	金武町	産業振興課	098-968-2645
	伊江村	商工観光課	0980-49-2906
中頭部	読谷村	商工観光課	098-982-9216
	嘉手納町	産業環境課	098-956-1111 (内線327)
	北谷町	消費生活相談室	098-936-1234 (内線277)
	北中城村	法律相談	098-935-2233
	中城村	住民生活課	098-895-2131
	西原町	産業課	098-945-4540

市町村	相談窓口	電話番号	
島尻部	与那原町	無料法律相談	098-945-2201
	南風原町	消費生活相談窓口	098-889-3217
	渡嘉敷村	民生課相談窓口	098-987-2322
	座間味村	消費者相談窓口	098-987-2311
	粟国村	民生課	098-988-2017
	渡名喜村	経済課	098-989-2066
	南大東村	産業課	09802-2-2037
	北大東村	福祉衛生課窓口	09802-3-4055
	伊平屋村	総合推進室	0980-46-2800
	伊是名村	商工観光課	0980-45-2534
宮古部	久米島町	総合相談窓口	098-985-7123
	八重瀬町	観光振興課	098-998-2344
宮古部	多良間村	観光振興課	0980-79-2260
八重山部	与那国町	消費生活相談窓口	0980-87-3575
	竹富町	商工観光課	0980-82-6191
県	沖縄県消費生活センター	宮古分室	098-863-9214
		宮古分室	0980-72-0199
		八重山分室	0980-82-1289

消費者ホットライン



消費者ホットラインは、お近くの消費生活センター等の相談窓口を御案内します。